

公募公告

下記のとおり公告に付する。

記

1. 公募に付する事項

中央合同庁舎第4号館内における食堂及び喫茶室の設置・経營業務

2. 公募に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、業務を遂行するために必要な同意を得ている者は、同条中の、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 国税及び地方税を完納していること。
- (4) 経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められる者であり、適正な業務の履行が確保される者であること。
- (5) 下記4の説明会に参加しない者は、公募に参加できないものとする。
- (6) その他、配布する募集要領による。

3. 募集要領等の配布

「7.問い合わせ先」にて事前配布、及び「4. 公募に係る説明会」にて配布する。

4. 公募に係る説明会

- (1) 開催日時：平成31年1月21日（月） 14時00分～14時30分
- (2) 開催場所：東京都千代田区霞ヶ関3-1-1 中央合同庁舎第4号館4階共用419会議室
- (3) 説明事項：業務の概要等に関する事項
- (4) 出席人員：1事業者当たり2名までとする。

※ 公募説明会に参加を希望する者は、平成31年1月18日（金）の12時00分までに、(1)会社等の名称(2)出席者氏名(3)連絡先・電話番号を、下記7.の問い合わせ先までFAXにて送付してください（FAXで申込みを行った後、必ず電話にて送信の有無の確認を行ってください。）。

5. 企画提案書等の提出

- (1) 提出期限：平成31年2月14日（木）12時00分まで
- (2) 提出場所：東京都千代田区永田町1-6-1（内閣府本府庁舎1階）
内閣府大臣官房厚生管理官室福利係
- (3) 提出方法：持参又は郵送（郵送の場合は提出期限内必着）
提出された企画提案書等は、審査終了後も返却しません。

6. 企画提案書の無効等

本公告に示した公募に参加する者に必要な資格のない者の企画提案書等は無効とする。

7. 問い合わせ先

内閣府大臣官房厚生管理官室福利係 担当 内山、芳賀

〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1

電話 03-5253-2111（内線83106） FAX 03-3581-1913

以上、公告する。

平成31年1月8日

内閣共済組合内閣府本府支部長 井野 靖久